

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 制度の仕組み

平成18年4月からの法改正により導入された制度で、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）が前6月間に作成したケアプランにおいて、各居宅サービスについて、正当な理由なく特定の事業者の割合が80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、1人につき月200単位を減算するというものである。

判定期間 （前期：3月～8月、後期：9月～2月）

減算適用期間 （前期判定期間：10月～3月、後期判定期間：4月～9月）

【具体的な計算式】

当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数

※紹介率最高法人・・・訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人

【算定手続き】

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が80%を超えた場合については、前期は9月16日までに、後期は3月16日までに、以下のi～vを記載した書類（様式1，2）を苅田町長に提出しなければならない。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において作成した当該書類を5年間保存しなければならない。

- i 判定期間における居宅サービス計画総数
- ii 各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- iii 各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- iv 算定方法で計算した割合
- v 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

【「正当な理由」の方針】

①居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合

※「居宅介護支援事業者の実施地域」とは、「運営規程に定める通常の事業実施地域」とする。（地域密着型サービスについては、実施地域を居宅介護支援事業者の所在する市町村とする。）

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

*確認資料：特別地域居宅介護支援加算をしている書類

③判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である等、小規模事業所である場合

* 確認資料：給付管理票総括票

④判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

* 確認資料：サービス毎の月別の計画件数一覧

⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者集中していると認められる場合

※原則として「サービスの質が高い」とは、

- 先駆的・先験的な事業で国のモデル事業等として実施しているサービスの場合
- 利用者の自立向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると、地域ケア会議において認められた利用者の場合（当該サービスの算定件数から除外する。）

* 確認資料:モデル事業を証明する書類を検証
地域ケア会議資料、居宅サービス計画等を検証

⑥その他、正当な理由と苅田町長が認めた場合

○下記の事情を持った利用者を算定件数から除外する。

ア 社会福祉法人における減免制度を利用している者

* 確認資料：給付費明細書にて検証

イ サービスの開始に当たって、市町村等（地域包括支援センターや在宅介護支援センターも含む。）から緊急時の対応として依頼された事例や、受託事業に該当する利用者

* 確認資料：市町村からの検証書類及び経緯が明らかな文書(ケアプランや支援経過等)にて検証

ウ 65歳未満の全額生活保護の利用者（Hから被保険者番号が始まる利用者）

* 給付費明細書等にて検証

Q&A

Q 1 サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数も含むのか。

A 介護予防サービス計画は含みません。

Q 2 計画とは実績なのか。計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも件数に含むのか。

A この場合の計画とは実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、算定対象には含みません。

Q 3 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。

A 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」としてカウントします。

(複数事業所位置付けていても、様式1の②、各サービスを位置付けた居宅サービス計画数)(分母)は「1」ですので御注意ください。

「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所が同じ法人ということです。

Q 4 減算はどの利用者が対象となるのか。

A 減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

Q 5 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。

A サービス提供を行った月に算定します。